

令和4年度工事種別の等級区分基準

【等級区分点について】

八幡市が発注する建設工事の指名競争入札等参加者の資格を定める等級区分は、以下の点数を合計した総合点数に基づく。なお、工事種別毎の等級区分点は〔別表〕のとおり。

[総合点数]=客観点 (P) + 主観点 (A+B-C+D+E+F+G)

P：経営事項審査数値 (P点)

A：建設機械保有による加算点 (市内業者のみ)

建設機械の自社保有額 (自社保有の機械・運搬具の減価償却後の金額) 200万円につき1点を別表の業種に加算する。(上限20点)

B：建設機械運転技術者雇用による加算点 (市内業者のみ)

常用で雇用している建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習終了者1名につき1点を完成工事高割合 (上記Pに係る経営事項審査結果通知書に記載の各業種の平均完成工事高の全業種合計に対する割合) で別表の業種に加算する。(上限20点)

C：不誠実な行為の有無及び信用状態等

指名停止措置を受けたものは、50点減点し、かつ昇格しない。また、その他信用を失墜させる事象が認められた場合、八幡市建設事業等発注審査会において内容を検討した上、決定する。

D：建設業労働災害防止協会への加入による加算点 (市内業者のみ)

建設業労働災害防止協会に加入している場合は10点を加算する。

E：不当要求防止責任者の選任届出及び講習受講による加算点 (市内業者のみ)

不当要求防止責任者を選任し、京都府公安委員会が実施する講習を受講している場合は10点を加算する。(ただし、平成29年4月1日以降に受講したもの)

F：工事成績による評定点 (市内業者の土木一式工事及び建築一式工事のみ)

八幡市工事等成績評定要領により、平成29・30・令和元・2年度に完了した工事の成績評定の成績点数を次式により加重平均した値に基づく、次表による評定点を加算する。

$$\text{加重平均値} = \{\log(\text{請負額 } 1) \times (\text{工事成績 } 1) + \dots + \log(\text{請負額 } n) \times (\text{工事成績 } n)\} \\ \div \{\log(\text{請負額 } 1) + \dots + \log(\text{請負額 } n)\}$$

注：請負額は10万円で除した数値を使用

評定表 (平均値の下限は「以上」、上限は「未満」)

平均値	～50	50～55	55～60	60～65	65～70	70～75	75～80	80～85	85～
評定点	-40	-30	-20	-10	0	10	20	30	40

G：ISO、KES取得による加算点 (市内業者のみ)

国際標準化機構の定めたISO9001及び14001に適合している旨の認証を取得した場合は各10点を加算。特定非営利活動法人KES環境機構の定めたKESのステップ1の認証を取得した場合は5点、ステップ2の認証を所得した場合は8点を加算する。(ただし、KESとISO14001との重複加算は無し)

【市内業者の昇降格要件等について】

- 1 入札参加資格の新規申請及び5年間登録がない場合の再申請については最下位等級とし、登録がない期間が5年未満の場合の再申請については、登録がない期間1年度につき1等級降格しているものとみなすものとする。この場合において、みなした等級が最下位等級未満となる場合は、みなし等級なしとし、再申請については最下位等級とするものとする。また、継続申請については、1年度あたり1等級上下位の昇格・降格にとどめる。
- 2 昇格については、次の各要件を必要とする。
 - (1) 鋼構造物を除く指定建設業（土木一式、建築一式、電気、管、舗装、造園）のうち、土木一式工事のⅡ等級以上並びに建築一式、電気、管、舗装、造園工事のⅠ等級への昇格に当たっては、特定建設業の許可を要件とする。
 - (2) 指定建設業の土木工事（土木一式、舗装、造園）の昇格に当たっては、[別表]の下位等級以上の連続する年数の経過を要件とする。
 - (3) 建築一式、舗装、造園のⅠ・Ⅱ等級への昇格及び電気、管のⅠ等級への昇格に当たっては[別表]の平均完成工事高を要件とする。
 - (4) 土木一式、建築一式のⅠ等級以下への昇格に当たっては、等級区分点に20点を加えた評点を要件とする（前年度・前々年度降格者の復帰は除く）。
 - (5) 土木一式Ⅰ・Ⅱ等級及び建築一式Ⅰ等級への昇格に当たっては、[別表]の1級等技術者（1級国家資格者及び国土交通大臣特別認定者）の常時雇用を要件とする。
- 3 降格については、以下のとおり取り扱う。
 - (1) 建築一式・舗装・造園・電気・管の平均完成工事高については、次のア又はイのいずれかに該当する場合は降格とする。
 - ア [別表]の平均完成工事高を前年度及び前々年度を含め3年連続で下回る場合。
 - イ [別表]の平均完成工事高の2分の1を下回る場合。
 - (2) 土木一式Ⅰ・Ⅱ等級及び建築一式Ⅰ等級については、1級等技術者（1級国家資格者及び国土交通大臣特別認定者）の常時雇用が[別表]の人数に満たない場合は降格とする。
 - (3) 土木一式Ⅰ・Ⅱ等級及び建築一式・舗装・造園・電気・管の各Ⅰ等級については、特定建設業の許可を有していない場合は降格とする。

【その他について】

- 1 平均完成工事高100万円未満の業種は等級をつけない。
- 2 市外業者については評点のみとし、全ての業種について等級をつけない。

【八幡市建設工事請負業者指名に関する要綱の取扱いについて】

本要綱の別表第 1 の等級は、概ね以下のとおり取り扱う。

等級	土木一式工事 取扱等級	その他工事 取扱等級	土木関係工事費
A	I・II	I	2,500 万円以上
B	III (全て)	II	1,000 万円以上 2,500 万円未満
C	IV	III	300 万円以上 1,000 万円未満
D	V		300 万円未満

等級	建築一式工事 取扱等級	左記に付随する その他工事 取扱等級	建築関係工事費
A	I	I	1 億円以上
B	I・II	II	2,500 万円以上 1 億円未満
C	III	III	200 万円以上 2,500 万円未満
D	IV		200 万円未満

[別表]

工事種別	等級	等級区分点	市内業者の昇降格要件			市内業者の昇格要件	
			平均完成工事高	1級等技術者数	建設業許可	下位経験年数	その他
土木一式	I	900点～		2名	特定	3年	等級区分点+20
	II	830点～899点		1名	特定	3年	
	III	690点～829点				2年	
	IV	550点～689点				2年	
	V	～549点					
建築一式 ※1	I	830点～	1億5千万円	2名	特定		
	II	650点～829点	5千万円				
	III	560点～649点					
	IV	～559点					
舗装	I	790点～	2億円		特定	3年	
	II	740点～789点	7千5百万円			3年	
	III	～739点					
造園 ※2	I	770点～	1億円		特定	3年	
	II	720点～769点	5千万円			3年	
	III	～719点					
電気・管 ※3	I	740点～	5千万円		特定		
	II	670点～739点					
	III	～669点					

○その他の工事種別の等級区分点は以下のとおり適用

※1：大工

※2：とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、鉄筋、浚渫、さく井、水道施設、解体

※3：左官、屋根、タイル・れんが・ブロック、板金、ガラス、防水、内装仕上げ
機械器具設置、熱絶縁、電気通信、建具、消防施設、清掃施設、塗装